

実績配当型金銭信託【信託のチカラ】 円建債券ユニット2012-01 月次運用レポート

信託期間：2012年1月27日～2015年9月25日
 決算日：3月25日、9月25日（休業日の場合は翌営業日）
 商号：株式会社りそな銀行

■ 信託財産の運用状況

基準日：2015年8月31日

基準価額 (収益分配金除き)	10,031円
設定来 収益分配金 累計(課税前)	127円
純資産総額	24億444万円
受益権総口数	23億9,700万口

■ 収益分配金の推移

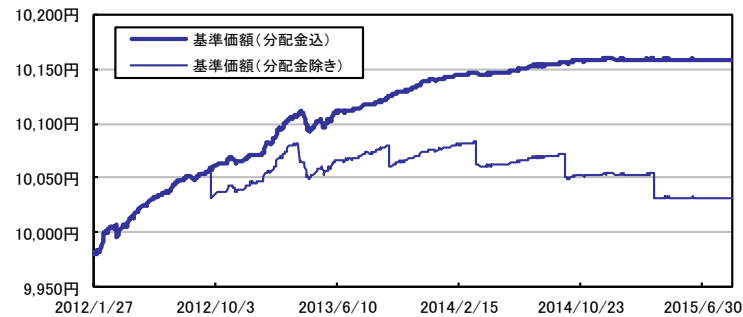
(1万口あたり、税引き前)

[決算期] [収益分配金]

2012年9月	26円
2013年3月	18円
2013年9月	20円
2014年3月	20円
2014年9月	22円
2014年3月	21円
収益分配金合計	127円

■ 基準価額の推移

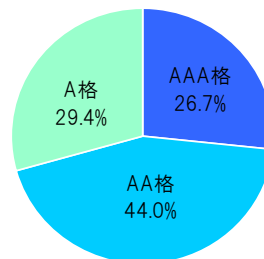
基準価額(円)



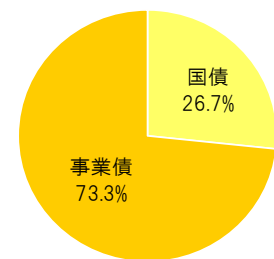
騰落率 2012年1月～	
当月	-0.01%
過去3ヶ月	-0.01%
過去6ヶ月	-0.01%
過去1年	0.03%
設定来	1.58%

※基準価額の計算において、信託報酬は控除しています。後述の本商品の費用をご覧ください。
 ※収益分配金込みの基準価額で騰落率を算定しています。

■ 債券格付別構成比



■ 債券種類別構成比



■ 組入比率

円建債券	28.5%
現金等	71.5%

■ 円建債券組入れ銘柄

	銘柄	債券種別	償還日	格付(※)	比率
1	第443回 関西電力 社債	事業債	20150918	AA-	44.0%
2	第20回 京阪電気鉄道 社債	事業債	20150907	A-	29.4%
3	第332回 利付国庫債券(2年)	国債	20150915	AAA	21.8%
4	第92回 利付国庫債券(5年)	国債	20150920	AAA	4.8%

(※) 格付は、R&I、JCR、Moody's、S&Pのうち最も高い格付を表示しています。

■ 円建債券運用状況

銘柄数	4
時価総額	687百万円
最終利回り(時価)	0.33%
直接利回り(簿価)	1.12%
平均デュレーション	0.04年
平均残存年数	0.04年

■ 市場環境および運用状況について

8月の国内金利は、FRB(米連邦準備制度理事会)による9月利上げ観測の強まりにより、一時上昇しました。その後、中国の人民元相場切り下げを契機に広がった中国景気失速懸念から世界同時株安が進む中、投資家のリスク回避姿勢を背景に、より安全と考えられる国債が選好され、国内金利は緩やかに低下しました。現在投資している短い年限の金利については、ほぼ横ばいとなりました。国債と社債等の利回り格差(スプレッド)は概ね変わらずで推移しました。運用状況については信用力の高い銘柄群によるポートフォリオを維持しており、それらの債券の価格は安定的に推移しております。

■ 商品の主なリスクについて

この商品の主なリスクは下記のとおりです。

- ・「信託のチカラ 円建債券ユニット2012 - 01」は、当社が受託者として資産の運用および管理を行う実績配当型の金銭信託であり、預金または投資信託ではありません。
- ・この商品は、投資元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。
- ・この商品は、お預りした財産を当社が委託者兼受託者となる指定単独運用信託を通して値動きのある有価証券等で運用しますので、これらの有価証券の発行体の信用状況の変化や金利等の指標の変動などを要因として、この商品の基準価額は変動します。基準価額が下落すると、損失が発生し、投資元本を割り込むおそれがあります。
- ・この商品は、運用の成果により基準価額が日々変動し、運用による利益および損失はこの商品をお申込みのお客さまに帰属します。
- ・この商品は、市場環境や運用の状況により解約を制限し、信託を終了することがあります。
- ・この商品は、預金とは異なり預金保険の対象ではなく、また、投資者保護基金の対象でもありません。
- ・毎決算日に分配方針に基づいた収益の分配を行う商品ですが、収益が少ない場合には分配が行われない場合があります。

①信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合または発行体の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、債券価格等が下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。これらの影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、この商品の基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すこととなりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができなかったことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、この商品の基準価額の下落要因となります。一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

■ その他の留意点

中途解約に関する留意点①

この商品の中途解約時に適用される基準価額は、指定単独運用信託を通じて投資する、債券の時価が反映されます。また、中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額を信託財産留保額としてご負担いただきますので、お客さまが受取られた収益分配金を考慮しても、信託元本を下回る可能性が高いのでご注意ください。

中途解約に関する留意点②

この商品は、毎月10日(東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日)の中途解約及び特別な事由による解約の場合を除き、償還日まで換金できません。さらに支払停止、期日前終了決定後のほか、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときには、中途解約の申込みは受け付けないことがあり、また、受付済の解約を取消することがあります。

■ 本商品の費用

< 中途解約時にご負担いただく費用について >

信託財産留保額	中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額をご負担いただきます。
---------	--

※中途解約のお手続については、4ページ「中途解約のお手続」をご参照ください。

< 保有期間中に間接的にご負担いただく費用について > (いずれも信託財産から支払われます)

信託報酬 (信託財産の運用管理にかかる費用)	信託財産の中からいただきます。信託報酬は信託元本に対して、年率0.2%とします。
その他費用	信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、有価証券売買委託手数料、有価証券保管手数料、監査費用等がありますが、これらに限られません。)は、信託財産(指定単独運用信託およびその事務委託先の再信託の事務に要する費用はこれらの信託財産)の中から支払う場合があります。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり、発生時まで確定しないため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

■中途解約のお手続

解約実行日	毎月10日(東京証券取引所の休業日の場合は翌営業日)を解約実行日とします。
解約単位	お客さまが保有される口数全部が対象となります(一部解約不可)。
解約価額	解約実行日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
解約受付期間	解約実行日から起算し、5営業日前の日から解約実行日まで受付します。
特別な事由による解約	受益者が死亡したときなどの特別な事由による解約については、毎営業日を解約実行日として、受益者が保有する口数全部の中途解約の申込を受付けます。なお、この場合、解約実行日が東京証券取引所の休業日に当たる場合はお申込みいただけません。
解約金	原則として、解約実行日の翌営業日から起算して6営業日目の日以降にお支払いします。
申込締切時間	毎月の解約 : 原則として解約受付期間中の毎営業日の午後3時※ までとします。 特別な事由による解約 : 原則として毎営業日の午後3時※ までとします。
解約申込受付時の中止および取消	金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等があるときは、当社の判断で解約の申込受付を中止すること、および既に受付けた解約の申込受付を取消することができます。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に際して、当社所定の手続が完了したものを当日のお申込みとします。

< 中途解約時にご負担いただく費用について >

信託財産留保額	中途解約時には、中途解約日の基準価額の0.8%にお客さまが保有する口数を乗じて得た金額をご負担いただきます。
---------	--

■収益分配

収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 (信託償還時の収益分配金相当額は、信託償還金額の一部としてお支払いします。)
収益分配金のお受取り	・原則として、決算日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降にお支払いします。 ・税金を差引いた後、あらかじめご指定いただいた当社におけるお客さま名義の預金口座(普通預金または当座預金)に入金します。

■信託期間および償還について

信託期間	平成24年1月27日(金)(設定日)～平成27年9月25日(金)
償還日	平成27年9月25日(金)
償還金のお受取り	原則として、償還日の翌営業日から起算して3営業日目の日以降にお支払いします。
繰上償還	本商品の受益権の口数が10億口を下回った場合等、一定のやむを得ない事情が発生したときは、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。

■決算および運用報告について

決算日	年2回決算、原則3月25日、9月25日(銀行休業日のときは翌営業日)です。
運用報告	毎年3月、9月の決算期ごとおよび償還時に信託財産の状況報告書類を作成し、受益者にお届けします。

■課税関係

課税関係	収益分配金及び元本を超過する収益金については利子所得として20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の源泉所得課税となります。投資信託の課税制度は適用されません。また、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用はありません。
------	--

・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

設定・運用
・資産管理

株式会社りそな銀行